

○野洲市使用料条例

平成16年10月 1 日

条例第62号

(趣旨)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第225条の規定に基づいて徴収する使用料に
関し必要な事項は、別に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

【抜粋】

人権センター

区分 室名	午前	午後	夜間	午前午後を通した場 合
	午前 9 時～正午	午後 1 時～午後 5 時	午後 5 時～午後10時	午前 9 時～午後 5 時
集会室	400円	600円	800円	800円
図書室	400円	600円	800円	800円
ホール	2, 100円	3, 000円	4, 100円	4, 100円
生活改善室	800円	1, 000円	1, 300円	1, 300円
教養娯楽室	400円	600円	800円	800円
多目的室	1, 000円	1, 200円	2, 000円	2, 000円
学習室	400円	600円	800円	800円
会議室	400円	600円	800円	800円